

平成29年度中小企業・中小企業組合関係 税制改正のポイント

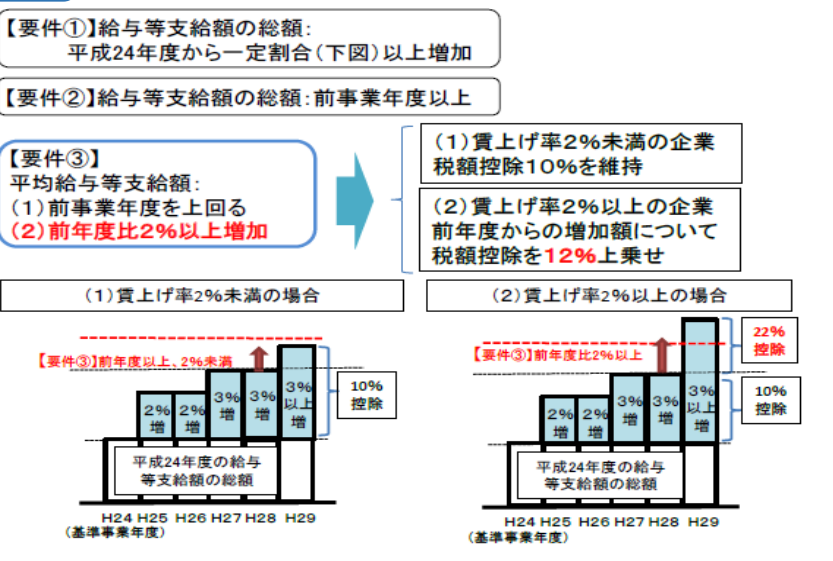
全国中央会は生産性向上・取引量強化を支援します！ 全国中小企業団体中央会

主要項目

- 所得拡大促進税制の拡充
- サービス業の設備投資減税の対象設備の拡大
- 法人税軽減税率の延長
- 事業承継税制の雇用要件緩和等
- 研究開発税制の控除率の引上げ
- 配偶者控除の見直し

所得拡大促進税制の拡充

■ 中小企業は、現行の支援措置（平成24年度からの給与増加額10%税額控除）に加え、2%以上賃上げした企業は、**前年度からの給与増加額の22%税額控除**（賃上げに伴う社会保険料負担を上回る控除率）



適用期限

■ 平成30年3月31日

サービス業の設備投資減税の対象設備の拡大

■ 中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が利用できる**固定資産税特例(1/2に軽減)**の対象に、**商店、飲食店、サービス業等**で利用される**一定の器具備品(冷蔵陳列棚、業務用冷蔵庫等)、建物附属設備(空調設備、エレベーター等)**が追加(※最低賃金が全国平均以上の地域(7都府県:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府)においては、労働生産性が全国平均未満の業種に対象が限定)。

■ 中小企業投資促進税制の上乗せ措置(即時償却等)についても**対象に器具備品等**が追加。名称は中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法の認定が必要)。

<新たに対象となり得る器具備品等の例>



法人税軽減税率の延長

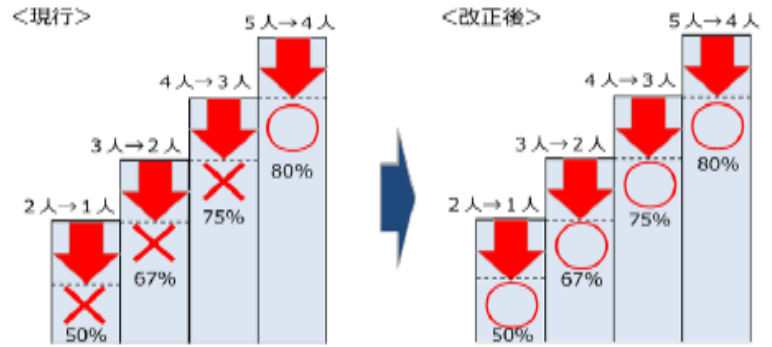
■協同組合を含めた中小法人の法人税の軽減税率(所得800万円まで15%に軽減)を2年間延長(平成30年度末まで)。

対象	本則税率	租特税率	
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.4%	-
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.4%	-
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

事業承継税制の雇用要件緩和及び株式の評価方法の見直し

雇用要件の緩和

- 雇用要件(5年間平均8割)について、従業員5人未満の企業が従業員1人減った場合、適用可能。
- 被災や主要取引先の倒産等により売上が減少した場合には雇用要件が緩和。



株式の評価方式の見直し

- 取引相場のない株式の評価方式について、上場株価の急激な変動等、中小企業の収益の改善を中小企業の株価に過度に反映しないよう、類似業種比準方式等を見直し。

研究開発税制の控除率の引上げ

- 研究開発費の増加率が5%を超える場合、最大17%まで控除割合を上乗せ(※控除の上限について、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、10%上乗せ(最大35%まで)。
- ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス開発」も支援対象に追加。

試験研究費の増加率が5%を超える場合



<控除できる割合>
研究開発費の 12~17%
<控除できる上限>
法人税額の 35%まで

試験研究費の増加率が5%以下の場合



<控除できる割合>
研究開発費の 12%
<控除できる上限>
法人税額の 25%まで

配偶者控除の見直し

- 所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を150万円(合計所得金額85万円)に引上げ。控除額は逡減し、配偶者の給与収入金額約201万円(合計所得金額123万円)で消失。
- 納税者本人に所得制限を導入。給与収入金額1,120万円(合計所得金額900万円)で控除額が逡減を開始し、1,220万円(合計所得金額1,000万円)で消失。

中小企業投資促進税制
適用期限の延長

商業・サービス業等活性化
税制の適用期限延長

地域未来投資促進税制
の創設

協同組合貸倒引当金
特例の延長

協同組合等受取配当金
益金不算入の特例創設

車体課税
見直し

その他

中小企業関係
税制が一目で
わかる!!

上記内容平成29年度税制改正大綱も収録!!
「中小企業組合関係税制のあらまし」(平成29年2月発行予定)
全国中小企業団体中央会 編集・発行

全国中小企業団体中央会 電話03-3523-4902